

平成21年度茨城県食品衛生監視指導計画の概要

趣 旨

- 食品衛生法の規定に基づく平成21年度茨城県食品衛生監視指導計画の策定及び当該計画に基づく監視指導の実施
- 監視指導計画の策定及び実施における食品の安全確保基本方針及びアクションプランとの整合・調和

監視指導計画の基本的事項

- 監視指導計画の適用範囲 県内全域
- 監視指導計画の期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日
- 根拠法令 食品衛生法，食鳥処理法，と畜場法，茨城県食品衛生法
施行条例，茨城県食品衛生条例
- 連携の確保 厚生労働省，他の都道府県等，農林水産部等関係部局
食の安全対策連絡会議との連携，県警察本部との連携
(輸入食品の検査の効率化を図るため、北関東の栃木県、群馬県、宇都宮市と検査計画や検査成績などを共有化し連携を強化)

立入検査実施計画

- 食中毒等健康危害の発生状況等を勘案した業種（施設）ごとの立入検査目標回数の設定
重点対象業種（施設）
 - 1 過去2年以内に食中毒の原因となった施設
 - 2 過去2年以内に食品衛生法又は食品衛生条例違反により行政処分を受けた施設
(食中毒の原因となった施設を除く。)
- 立入検査の必要性が高い業種（施設）から，年に1回から概ね5年に1回以上の立入検査を実施
- 監視指導実施機関ごとに立入実施計画を策定

干しいも加工業，魚介類加工業，漬物製造業等の地域特性等を踏まえた重点対象業種の選定，立入検査の実施

収去検査実施計画

- 対象食品，検査項目ごとの収去検査計画の策定
平成21年度収去検査等目標検体数 5,556検体
- ポジティブリスト制度に対応した農林水産物等の安全確保の強化
県内産農産物等残留農薬検査
輸入農産物残留農薬検査
県外産農産物の残留農薬検査
畜水産食品中の動物用医薬品検査
輸入食肉中の動物用医薬品検査
- 食中毒予防のための試験検査の強化
鶏卵，液卵及び卵加工品の検査
生食用等食肉試験検査
生食用鮮魚介類試験検査
- 民間検査機関の活用（厚生労働大臣登録検査機関への委託による収去検査の実施）
アレルギー物質食品検査の委託
県内産農産物残留農薬検査の委託
- 監視指導等に併せて実施する収去検査
食品等の規格基準検査，アレルギー物質検査の実施
食品添加物検査の実施
- 認定小規模食鳥処理場の微生物検査の実施
- 苦情食品（異物混入・異臭等）検査

重点監視指導項目

- 事実関係の検証
 - ・工場長等責任者への事実関係の確認とともに、内容の妥当性について作業員等複数の

者への確認・検証を実施

- ・重要な事項や確認が不十分な事項については、当該食品等事業者より文書による報告を徴収
- 関係法令の遵守
 - 食品衛生法，と畜場法，食鳥処理法，茨城県食品衛生条例
- 食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導
 - 指針に基づき，食品群の区分ごとに食品供給行程の各段階に応じて監視指導を実施
 - ・食肉，食鳥肉と食肉製品
 - ・乳と乳製品
 - ・水産食品（魚介類と水産加工食品）
 - ・野菜，果物，穀類，豆類，種実類，茶とこれらの加工品（有毒植物とキノコ類を含む。）
- ノロウイルス，カンピロバクターの食中毒予防に係る重点監視指導
- 広域流通食品の製造業者等に対する衛生管理，記録の作成・保存，適正表示の指導
- 「フグ取扱指導要綱」に基づくフグ営業者の届出の徹底
 - ・フグ営業者に対する指導の徹底

計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進

- 計画策定に係るリスクコミュニケーション
 - いばらき食の安全情報 WebSite 等により広く県民の意見を聴取
 - 食の安全・安心委員会の開催
- 計画の実施状況の公表
 - 実施状況の概要 平成22年6月までに公表
- 食品衛生全般に関するリスクコミュニケーション
 - ・いばらき食の安全情報 WebSite，県域デジタルテレビ等による積極的な情報の提供の推進
 - ・食の安全に関する意見交換会の開催
 - 県内各地で，消費者・生産者・営業者・行政など関係者による意見交換会を開催し食の安全に関する相互理解を促進する。また，厚生労働省や食品安全委員会と連携した「食の安全に関する意見交換会」の開催し，リスクコミュニケーションの理

解を深める。

- ・「食品衛生フェア」、 「食品表示相談会」の開催
市町村民まつり等様々な機会を捉えた食品衛生の普及を推進する。

一斉取締り

- 一斉取締りの実施
夏期食品等一斉取締り（7月）
食中毒予防月間（7月～8月）
年末食品等一斉取締り（12月）

違反を発見した場合の対応

- 立入検査による違反発見時の対応
改善指導， 行政処分， 告発等必要な措置の実施
- 収去検査による違反発見時の対応
回収命令等必要措置の実施
- と畜場における対応
残留有害物質検査違反獣畜の廃棄及び生産者指導
- 公表
食品衛生法の規定及び食品安全基本法の趣旨に基づき， 食品衛生上の危害の発生を防止するとともに， 住民の健康の保護に関する情報を積極的に提供するため， 法又は法に基づく処分に違反した者の名称， 違反食品及び違反施設名等を公表

食中毒等健康被害発生時の対応

- 迅速な原因究明調査の実施
被害拡大防止のための迅速な原因究明の実施
- 拡大防止及び再発防止のための情報提供
被害の拡大防止， 再発防止及び県民への注意喚起を目的とした， 発生状況等の情報提

供の実施

○ 健康食品による健康被害防止対策

「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」に基づく迅速な対応の実施

食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導

○ 食品衛生管理者等の設置指導

○ と畜場及び食鳥処理場の管理者に対する自主的な衛生管理の指導

○ 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

○ 優良施設表彰等の実施

○ 食品衛生推進員，食品衛生指導員の活動推進

○ HACCP（ハサップ）システムの普及

・総合衛生管理製造過程対象外の食品等事業者へのハサップ普及促進

・社団法人茨城県食品衛生協会が行う「ハサップ普及促進事業」の支援

・いばらきハサップ認証制度の導入推進



食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

○ 食品衛生監視員等の資質の向上

食品衛生監視員，と畜検査員，食鳥検査員及び検査担当職員等の資質の向上

保健所における毒きのこ・有毒植物相談担当職員の養成

○ 食品等事業者の自主的な衛生管理を担う者の養成及び資質の向上

食品衛生責任者，食品衛生推進員，食品衛生指導員等の養成及び資質の向上

○ 健康食品に関する正しい知識を普及啓発するボランティアの養成

「健康食品知識普及員」の養成